

平成30年第7回
志木市農業委員会総会議事録

平成30年7月26日

志木市農業委員会

平成30年第7回志木市農業委員会総会日程

平成30年7月26日（木）午後2時00分

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案
 - (1) 議案第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (2) 議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）
 - (1) 報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
 - (2) 報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- 第5 協議事項
 - (1) 次回総会の日程について
 - (2) その他
- 第6 閉会

《議事録平成30年第7回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年7月26日(木) 午後1時51分から午後2時53分

2. 開催場所 志木市役所 4階 全員協議会室

3. 出席委員(12人)

会 長	13番	田中 満男
職務代理	3番	金子 幸一
委 員	2番	大島 廣明
	4番	山中 榮太郎
	5番	市之瀬 滋
	6番	鈴木 重光
	7番	小山 武英
	8番	抜井 和彦
	9番	綱島 稔
	10番	清水 和雄
	11番	志村 晃
	12番	内田 祐治

4. 欠席委員(1人) 1番 矢部 幸雄

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第4 報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐野 由美子

書記 柳下 豊

7. 会議の概要

○事務局長

定刻前ですが皆さんお揃いですので、平成30年第7回農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は13人中12人ですので、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

それでは、あらためまして平成30年第7回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。
議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、11番 志村 晃委員、12番 内田 祐治委員にお願いいたします。
併せて、書記として農業委員会事務局書記の柳下主査を指名いたします。
それでは、日程第3の議案に入ります。

(1) 議案第7号『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
以上、上程いたします。事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

議案第7号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について朗読します(受付番号19番～21番について朗読)。
以上です。

○田中会長

議案第7号受付番号19番～21番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予の特例を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

相続税の納税猶予の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。
受付番号19番の申請人及び農地の状況につきましては、大島廣明委員に、受付番号20番につきましては抜井和彦委員に、受付番号21番につきましては清水和彦委員に、ご同行いただいて確認しております。

この後、それぞれ委員よりご説明がございます。
以上です。

○田中会長

それでは、議案第7号受付番号19番について、大島廣明委員の説明、報告、
20番につきまして、抜井和彦委員の説明、報告、21番につきまして、清水和彦委員の説明、
報告を求めます。

○7番 大島委員

会長の指名がありましたので、議案第7号受付番号19番について、説明、報告を行います。
本案件は、申請人である■■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当
たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めてい
るものであります。

申請地は、5ページ及び6ページをお開きください。

市役所から県道を浦和方面へ進み、■■■の交差点を左折、〇〇〇メートル進み■■■の交差
点を左折、〇〇メートル進んだ右側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■宗岡〇〇〇〇番他〇筆の現地を確認したところ、■宗岡
〇丁目〇〇〇〇、〇〇〇〇では、■■■や■■■が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を
行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○8番 抜井委員

会長の指名がありましたので、議案第7号受付番号20番について、説明、報告を行います。
本案件は、申請人である■■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに
当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求め
ているものであります。

申請地は、7ページから9ページをお開きください。

市役所から県道を浦和方面へ進み、■■■の交差点を左折、〇〇〇メートル進み■■■の交差
点を左折、〇〇メートル進んだ右側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■宗岡〇〇〇〇番〇他〇筆の現地を確認したところ、〇
宗岡〇丁目〇〇〇〇、〇〇〇〇では、■■■や■■■が栽培されており、適正に管理されてお
りました。

また、申請者である■■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営
を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○10番 清水委員

会長の指名がありましたので、議案第7号受付番号21番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である■■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、10ページをお開きください。

市役所から県道を浦和方面へ進み、■■■の交差点を左折、○○○メートル進み■■■の交差点を左折、○○メートル進んだ右側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■宗岡○丁目○○○○番の現地を確認したところ、■宗岡○丁目○○○○では、■■■や■■■が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第7号受付番号19番～21番について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第7号受付番号19番～21番は、可決されました。

それでは、日程第3の議案8号『相続税の納税猶予に関する適格者証明』について、上程いたします。事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

議案第8号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、朗読します(受付番号22番、23番について朗読)。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第8号受付番号22番及び23番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。租税特別措置法

第70条の6第1項に規定されている要件としまして、1点目として、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2点目として、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

相続人及び農地の状況につきまして、受付番号22番は市之瀬滋委員に、受付番号23番は、田中会長にご同行いただいて確認してまいりました。

この後、それぞれ委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第8号受付番号22番について、市之瀬滋委員の説明、報告を求めます。

○5番 市之瀬委員

会長の指名がありましたので、議案第8号受付番号22番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である相続人■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地は、11ページをお開きください。

市役所から県道を浦和方面へ進み、■■宗岡■丁目の交差点を右折、○○○メートル進み■宗岡■丁目の交差点を右折、○○○メートル進み左折したところが申請地となります。

今回、被相続人■■■■氏が死亡したことに伴い、相続があったもので、子の■■■■氏が後を継ぐものであります。事務局と同行して、申請農地である■宗岡■丁目○○○○■■■■合計■筆の現地を確認したところ、水稻が栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である■■■■氏は、■■■■氏の生存中から、ともに農業経営を行っており、相続税の納税猶予に関する適格者として、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

次に、議案第8号受付番号23番について、私の方から説明、報告をいたします。

本案件は、申請者である■■■■氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。

申請地は、12ページをお開きください。

市役所から県道を志木駅、防衛道路を新座方面へ進み、■■■■の交差点を右折、○○○メートル進み、■■■■の交差点を左折、○○メートル進んだ右側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■宗岡○丁目○○○○番他○筆の現地を確認したところ、■宗岡○丁目○○○○、○○○○では、■■■■や■■■■が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、■■■■氏の生存中から農業経営を行っており、相続税の納税猶予に関する適格者として、何ら問題ないことを報告します。

○田中会長

議案第8号受付番号22番、23番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、適格者として証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第8号受付番号22番、23番は、可決されました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第14号『農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について』

(2) 報告第15号『農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について』

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

(会長の指名により事務局朗読)

(各委員から、報告第14号受付番号11番、報告第15号受付番号32～35番について、
現地の状況について報告あり)

○田中会長

ただいまの報告第14号～15号について、質問等がございましたらお願いいたします。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。

続きまして、協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、8月28日火曜日、午後2時を予定しております。よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、8月28日火曜日、午後2時ということでよろしくお願いいたします。
続きまして、(2)『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何も無いようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局から4点ほど事務連絡をさせていただきます。

1点目は、生産緑地買取の斡旋についてでございます。

お手元に、資料を配布させていただきましたが、来月の総会時に確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2点目は、先月にもお話させていただきましたが、8月30日(木)に、農地利用最適化活動活性化研修会が、羽生市で行われます。

出欠をこの場で伺いますので、よろしくお願いいたします。

(出欠を確認→6名欠席予定)。

3点目、埼玉県農業会議より豪雨災害の支援について連絡がありました。事務局にて案をまとめ、来月の総会時に相談させていただきます。

最後に4点目、10月に予定しています県外視察研修につきまして、総会終了後打ち合わせを行いますので、役員の方はお残りいただきますようお願いいたします。

事務局からの連絡は以上です。

○田中会長

以上をもちまして、平成30年第7回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成30年7月26日

志木市農業委員会議長 田中 満男

1 1 番委員 志村 晃

1 2 番委員 内田 祐治